

総合評価落札方式条件付一般競争入札の概要

1 総合評価落札方式の意義

- 総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力、施工能力、地域精通度等）を考慮し、価格その他の条件が総合的に優れた者を契約の相手方とする入札方式である。
- 総合評価落札方式は、発注者が示す標準的な施工の仕様に対して、受注者が技術提案を行うことにより、企業の優れた技術力を活用し公共工事の質を高め、将来の維持管理を含めた総合的なコストの削減、道路や橋など構造物の性能・機能の向上、自然環境の維持保全などが期待できるとともに、技術力競争を通じてモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業の育成についても期待されるものである。

2 総合評価落札方式入札の概要

(1) 総合評価落札方式入札の種類

総合評価落札方式は、「簡易型」、「標準型」及び「高度技術提案型」に分類される。

	高度技術提案型	標準型	簡易1型	簡易2型
1 評価型	（請負者の高度な技術を活用することにより工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事を対象）	（請負者の技術的提案によって工事目的物の品質や性能の向上が期待できる工事を対象）	（技術的な提案の余地が比較的小さいと思われる工事を対象）	（技術的な提案の余地が少ないと思われる工事を対象）
2 技術評価点	40点	30点	20点	15点
3 総合評価点の算定方法	加算方式			
4 その他	総合評価技術提案書を提出しなかった者は入札に参加できない。			

(2) 簡易型・標準型の技術提案項目

技術提案項目	標準型	簡易1型	簡易2型
1 企業の施工能力	○	○	○
2 配置予定技術者の要件	○	○	○
3 地域精通度等	○	○	○
4 品質等を高めるための独自の工夫	—	○	—
5 工事の特性に応じて以下の3つの項目から1項目を選択	○	—	—
ア 総合的なコストの縮減に関する技術			
イ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術			
ウ 社会的要請への対応に関する技術			

(3) 総合評価点の算定方法

総合評価点

算 定 式	
加算方式	総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点

算 定 式	
価格評価点	価格評価点＝100×(1－入札価格÷予定価格)

技術評価点

区 分		算 定 式	
		A：技術提案評価項目A	B：技術提案評価項目B C：技術提案評価項目C
標準型	30点	技術評価点＝A(10点)＋B(20点)	
簡易1型	20点	技術評価点＝A(10点)＋C(10点)	
簡易2型	15点	技術評価点＝A(10点)×1.5	

(4) 落札者の決定

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点が最も高い落札候補者が同点で2名以上いる時は、くじにより入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。

調査基準価格に満たない価格で入札した者がいる場合は、「低入札価格調査制度に係る事務処理要領」に基づき、落札者を決定する。

(5) 学識経験者の意見聴取

	本庁	広域振興局等
落札者決定基準の策定	○	
落札者の決定	○	○

〔地方自治法施行令第167条の10の2第4項（一部改正 H20.3.1 施行）〕

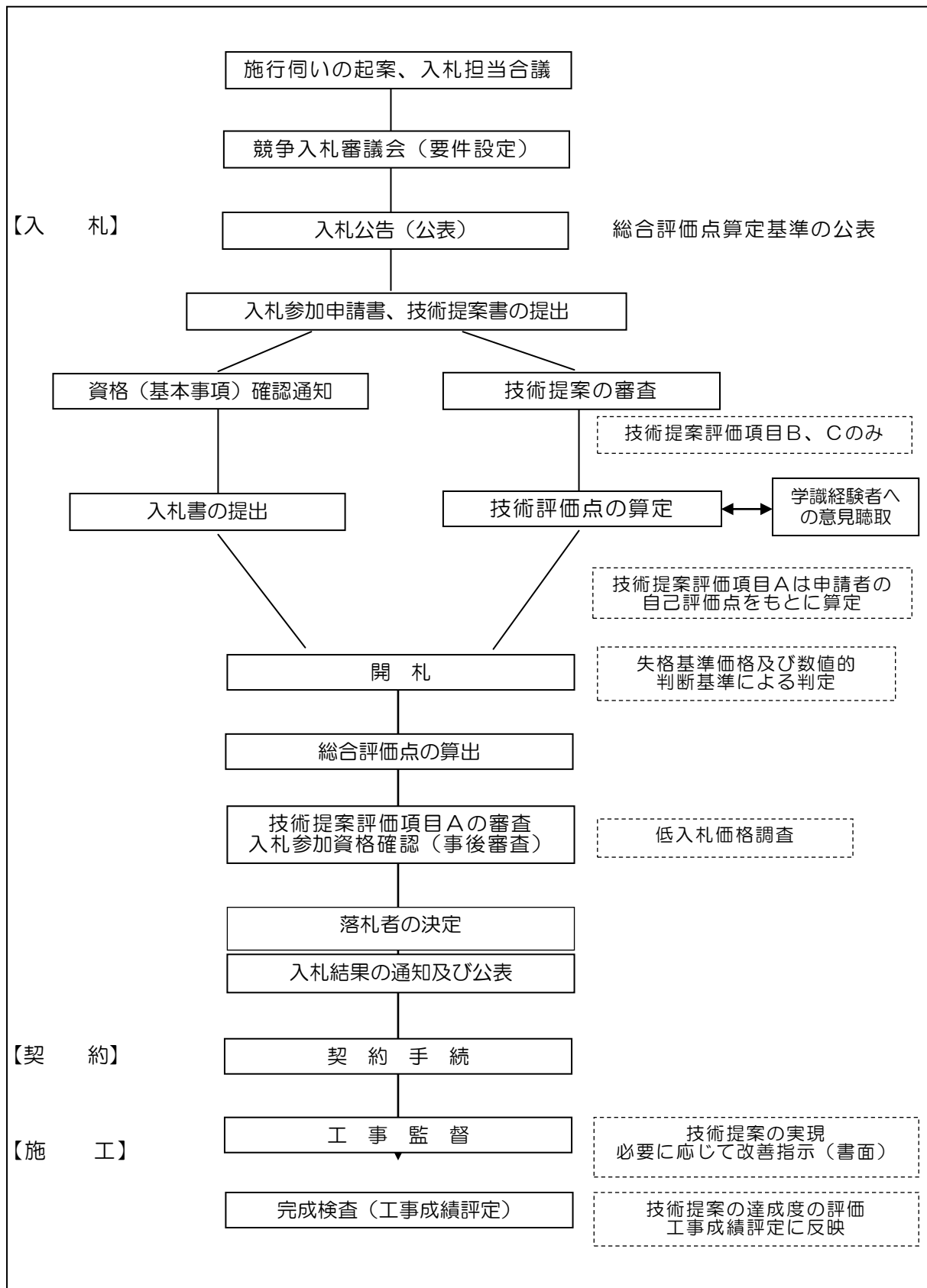
- ・学識経験者からの意見聴取は、原則として「落札者決定基準を定めるとき」とされている。
- ・上記による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとされている。

(6) 技術提案の審査

技術審査は、総合評価落札方式競争入札技術評価基準による。

- ・技術提案の評価は、工事担当部で対応する。
- ・評価結果は、「総合評価落札方式技術評価委員会」において審査するものとする。

(7) 総合評価落札方式競争入札の標準的なフロー



3 技術提案評価項目の設定

(1) 技術提案評価項目 A の設定

当該工事の総合評価に必要なとなる評価項目は、工事内容に応じて「一般工事用」又は「災害復旧工事用」から選択する。

- ・「一般工事用」・・・災害復旧工事以外の工事で使用
- ・「災害復旧工事用」・・・災害復旧工事で使用

① 一般工事用の場合

評価項目		評価基準	評価点
企業の 施工能力 (3.0点)	ア 施工実績 元請としての同種・類似工事の施工実績を評価する。 平成 15 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡し しが完了した工事を対象とする。	同種工事の経験あり	1.0
		類似工事の経験あり	0.5
		実績なし	0.0
	イ 工事成績評定 発注業種の工事成績評定点（対象 5 年間、平成 25 年度から平成 29 年度の期間）の平均値（小数点以下第 2 位を四捨五入 1 位止め）で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を 0 点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事のうち、当該発注工事と同じ発注業種の工事とする。	85 点以上	1.2
		80 点以上 85 点未満	0.6
		75 点以上 80 点未満	0.3
		75 点未満	0.0
	ウ 経営品質の取組 以下に示す 3 項目のいずれかの実績があれば評価する。 ①岩手県が行った、平成 25 年度から平成 29 年度の「優良県管建設工事表彰（優良下請負企業表彰を含む）」の受賞 ②申請期限の日現在有効な ISO9001 又は ISO14001 の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3 つ星以上の認定 ③岩手県が前年度までに行った「新分野進出等表彰（奨励企業を含む）」の受賞	2 項目以上該当あり	0.5
		1 項目該当あり	0.2
		表彰なし	0.0
エ 資格取得の取組 平成 28 年 4 月 1 日から申請期限の日までに以下のいずれかの場合の実績があれば評価する。 なお、評価項目「サ 雇用対策の実績」における新規雇用の評価対象者と同一の者は評価対象外とする。 ・新たに資格を取得した職員がいる場合 ・資格を所有している者を新たに常時雇用した場合	実績あり	0.3	
	実績なし	0.0	
配置予定 技術者の要件 (3.5点)	オ 施工経験 同種・類似工事を、元請の主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した経験（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。）により評価する。対象となる工事は、平成 15 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡ししが完了した工事とする。	同種工事の経験あり	1.0
		類似工事の経験あり	0.5
		経験なし	0.0
	カ 配置予定技術者の工事成績評定 主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した、工事成績評定点（対象 5 年間、平成 25 年度から平成 29 年度の期間）のうち最高値で評価する。 なお、対象の評定点がない場合は、評価点を 0 点とする。 評価の対象工事は、岩手県が発注した工事とする。	85 点以上	1.0
		80 点以上 85 点未満	0.5
		75 点以上 80 点未満	0.2
		75 点未満	0.0
	キ 配置予定技術者の表彰実績 平成 25 年度から平成 29 年度までの間に、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・主任（監理）技術者又は現場代理人として岩手県が行った「優良県管建設工事表彰」（現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る。）の受賞 ・「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞 ・「東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰」の受賞	実績あり	0.3
実績なし		0.0	

評価項目		評価基準	評価点	
	ク 配置予定技術者の資格と経験年数 一級相当資格を有している場合は、申請期限の日現在における資格取得後の経験年数により評価する。	一級相当資格あり (取得後5年以上)	1.2	
		一級相当資格あり (取得後5年未満)	0.6	
		一級相当資格なし	0.0	
地域精通度等 (3.5点)	ケ 地域内拠点の有無 工事箇所と本社の所在地に基づき評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、評価基準の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	工事箇所の市町村内に本社を有する	1.0	
		工事箇所の振興局等管内 ^(注) に本社を有する	0.5	
		上記以外の場合	0.0	
	コ 災害活動の実績等 以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・工事箇所の振興局等管内 ^(注) で平成28年度又は29年度における災害活動実績。 ・「災害時における応急対策業務に関する協定」は、申請期限の日現在有効なもので岩手県と締結したものに限る。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	災害活動の実績あり	1.0	
		協定締結あり	0.5	
		災害活動の実績及び協定締結なし	0.0	
	サ 雇用対策の実績 企業として申請期限の日現在、以下のいずれかの実績があれば評価する。 ・「障がい者」の常時雇用 ・平成28年4月1日以降に学校を卒業した県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を、正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続 ・平成29年4月1日以降に県内居住者(雇用後に県内居住となった者を含む。)を正規社員として新規雇用し、1ヶ月以上雇用している状況が継続	あり	0.5	
		なし	0.0	
	シ 地域貢献活動の実績 次の①又は②の実績の有無により評価する。なお、評価点については①と②の評価点を合計した点数とし1.0点を上限とする。	① 無償奉仕活動の実績 工事箇所の振興局等管内 ^(注) で、無償奉仕活動の実績(対象2年間平成28年度から平成29年度の期間)があれば評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	年4回以上の実績が2年間継続	1.0
			年4回以上の実績あり	0.5
			実績なし	0.0
		② 維持修繕業務等の実績 工事箇所の振興局等管内 ^(注) で、岩手県が管理する公共施設の維持修繕業務等の実績(対象5年間平成25年度から平成29年度)があれば評価する。 (注) 入札公告に添付されている総合評価点算定基準において、振興局等管内を岩手県内としている場合は、上記の「工事箇所の振興局等管内」は「岩手県内」と読み替えて適用する。	2業務以上の実績	1.0
1業務の実績			0.5	
	実績なし	0.0		
評価点計(A)			10.0	

② 災害復旧工事用 省略

総合評価落札方式（工事）の評価項目等の見直しについて

1 改正の背景

国では週休二日制等の働き方改革やICT活用工事等のi-Constructionの施策を積極的に推進しているところであり、県では平成31年3月にいわて建設業振興中期プラン2019（以下、中期プラン）を策定し、生産性の向上や働き方改革による担い手の確保・育成等の施策を積極的に推進しているところ。

また、業界団体からは建設投資額の減少を踏まえ技術と経営に優れた企業を入札において評価するよう各種の要望が出されているところ。

さらに、他県では担い手3法を踏まえ建設企業の技術力を評価する総合評価方式の拡大や改善が進みつつあり、他県の動向も視野に総合評価方式の改善が求められているところ。

これらを踏まえ、今般、特に建設業において喫緊の課題となっている「働き方改革への対応」、「担い手確保」、「災害時の体制確保」に関連する項目を中心に、総合評価落札方式における評価項目等の見直しを図ろうとするもの。

2 改正内容（案）

【生産性の向上と適切な施工の確保に関する内容】

① ICT活用工事実績を追加（ICT活用工事のみ適用）《新規》

県内建設現場における生産性向上や働き方改革を促進するため、ICT活用工事の実績を評価。

なお、ICTの活用を見込めない工種があることから、ICT活用工事用と一般工事用の評価様式を分けて定める。

② 登録基幹技能者の雇用《新規》

技能者の技術力向上による公共工事の品質確保を図るため、熟達した作業能力等を有する技能者の育成に努めている企業を評価。

【担い手の確保・育成に関する内容】

③ 週休二日制の実績《新規》

県内建設現場における働き方改革を促進するため、工事において週休二日制を導入した実績を評価。

④ えるぼし、くるみん・プラチナくるみん、いわて女性活躍認定企業等、いわて子育てにやさしい企業等の認定《新規》

建設業の担い手確保の観点から導入するものであり、若者や女性から見ても魅力ある職場環境の整備を実践している企業を評価。

⑤ 監理（主任）技術者への若手・女性技術者の配置（専任補助者制度も含む）《新規》

建設業における担い手の中長期的な育成・確保を図るため、若手・女性技術者を積極的に登用する企業を評価。

⑥ 継続教育（CPD）の取組《新規》

工事の生産性や品質の向上を図るためには技術者への継続教育が重要であり、技術者の日頃の自己研鑽を評価。

なお、東北六県では本県のみが採用していない評価項目である。

【災害と維持管理への体制確保】

⑦ 船舶の所有（海上・海中工事のみ適用）《新規》

災害時における体制確保のため、災害時に活用できる船舶を所有する企業を評価。
なお、船舶を所有することによる企業の負担が大きいことから、業界団体から評価の要望がある。

⑧ 災害活動の実績等の見直し《内容変更》

東日本大震災津波や令和元年台風第19号など近年の頻発する自然災害の発生状況に鑑み、災害時の体制確保や地域の守り手の確保の必要性が高まっていることから、「災害協定の締結」、「災害活動の実績」、「災害応急工事の実績」の評価点を高める。

⑨ 地域精通度等の配点の見直し《内容変更》

近年の頻発する自然災害の発生状況に鑑み、地域の守り手の確保の必要性が高まっていることから、他県の評価状況を参考として地域精通度等の評価割合を高める。

なお、業界団体からも要望を受けている。

【公共工事の品質確保】

⑩ 総合評価落札方式の対象を拡大《内容変更》

復興工事の発注も落ち着きを見せ、今後は価格競争が強まることから、公共工事の品質確保を一層図るため、総合評価落札方式の下限額を引き下げ対象を拡大するもの。
(現行の1,000万円以上から随意契約の上限額を目安に250万円を超える工事とする)